

第4回 三河家住宅保存活用検討委員会 議事録

開催日時：平成25年8月26日(月)午前10時～12時

開催場所：徳島市役所5階 501会議室

出席委員：7名

山中英生委員、玉有繁委員、清水真一委員、坂田千代子委員
中村英雄委員、上野静夏委員、矢部洋二郎委員

欠席委員：2名

金森直人委員、梯学委員

指 導：文化庁文化財部参事官付文化財調査官 北河 大次郎

徳島県教育委員会教育文化政策課 林 賢彦

調査報告：公益財団法人文化財建造物保存技術協会 小林裕幸、齋賀栄二郎

事務局職員：5名

社会教育課 松平芳典社会教育課長

杉本正春社会教育課長補佐

勝浦康守主任主査兼文化財係長

宮城一木文化財係主事

西本沙織文化財係主事

徳島城博物館：瀧山雄一

議事内容

1 開会

山中英生委員長よりあいさつ

松平芳典社会教育課長よりあいさつ

2 議題

(1) 計画の概要について

(2) 保存管理計画について

(3) 環境保全計画について

(4) 防災計画について

(5) 活用計画について

3 閉会

【協議事項】

事務局：計画の概要については、前回、大まかな文章の読み上げをしていますので、本日、全体の読み上げはいたしません。P1 に計画の概要、P2 に案内図、P3 に計画区域、P4 に文化財の概要として指定時の文章を掲載しています。

P8 の環境保全計画ですが、前回とは若干変更点があります。区域区分と保全方針については、前回、文化財指定以外の土地についても計画区域としていましたが、この環境保全計画については、建造物と一体として価値を形成する土地、すなわち、指定されている土地を対象とするようにします。その区域の保全方針については、防災上必要とする施設の整備のみを認めるものとし、それ以外の変更許可、すなわち土地の現状変更については、徳島県教育委員会への許可申請の取り扱いとします。土地樹木等の自然の景観や環境に係る方針ですが、植栽については、当初から樹木が大きく育ち景観に影響を与えるものについては、適切な枝払いの必要があることから樹木の専門家による意見を聞きながら旧状への復原も検討するものです。

委員：前回提示した資料の一部が訂正されています。環境保全計画は指定敷地に限定するという点でいいと思いますが、あの建物のもつ風景に対してどのように考えるのか、この報告書がどのような意義、意味をもつのかもありますが、市としてあの地域の景観保全に対してもう少し踏み込んで書いてもいいのかと思うのですが。

文化庁：今回、所有者が責任をもって管理・行為を行うことができる範囲について計画を定めることになっています。他人の敷地に踏み込む趣旨のものではないです。そのほかの周辺については、この計画ではなく別の景観計画等があれば位置付けていただけたらと思います。

委員：それをやるためにも、ここに思いを書いておいてもらわないと、計画も立ち上がらないと思います。そういうものが必要であるということを市民に向けて話をしていかなければならないし、市としても景観計画等によって活用していきたいということを書いておかないといけません。「景観形成に貢献するもの」と少し書いているのですが、景観自体を保全するという意志が書かれていないので。この眺望を維持していくことになれば、市はいろいろ努力していかなければなりません。それが重要であるということを書いていただかないと始まらないです。市民にとっては折角これだけのことをやられて、建物は綺麗になったけど、周りの風景はバラバラではどうしようもないので、周辺に対してさまざまなことを言うような重要性を書いていただかないと。高架事業に対してどのようなことが言えるのかとか、隣の駐車場の開発が起きた場合にどういうことが言えるのか、何の重要性も書いていなければ困ったことになる。物さえあればいいんだ、見えなくてもいいんだという議論になりかねないです。

委員：もっともなことだと思いますが、できるかどうかということがあるので、具体的

にも書き難いです。ただ、理念的にはそういう精神を盛り込んでおきたいということでしょうか。

委員：そうです。少なくとも三河家住宅の保全をがんばってやっていきますという時に、周りのことも市は考えていますという覚悟がないと。これだけにお金をつぎ込みますというのでは市民的な理解は得難いと思います。

委員：三河家住宅そのものに関しては前回、議論もありましたが、当初の洋館を目指して修理をする、屋根のように現在親しまれている姿とは若干違う所もでてくるのですが、三河家住宅そのものの景観は担保されている。それに対して市がどのように取り組んでいけるのか、そのあたりをどこまで庁内的な検討の中で表現できるのかにかかってくるのではないのでしょうか。

文化庁：他のところの事例で同じような意見があり、そこは、重要文化財自体の計画範囲が景観にどのような価値にかかってくるのかという分析、見え方を巻末の資料として付け加えるものがあります。そこから踏み込んでどこまで書けるのかというのは市の判断もあろうかと思います。

委員：第4章の構成ですが、環境保全計画の4-3は全体の構成の中で宙に浮いているようなので、4-1-1の現状のようなどころでまとめてみてはどうでしょうか。理念的なことであれば4-1-2のあたりで扱うのがいいのでは。

委員：水辺からの風景であるとか、市として重視している風景とか多々あると思うので、それを明確にしていただげるだけでも違ってくると思います。

委員：景観計画でどう指導したらいいのかが書かれていないので、どんな風景を残したいのかといった時、景観計画に対応させるためにもこの計画は重要です。

事務局：このあたりについては、基本方針に入れ込むのか、末尾に添付するののかについて検討したいです。

委員：関係部局との調整もお願いしたい。

文化庁：目次として抜けているところがあるので、文化庁の指針の目次どおりでなくてもいいですが、内容がどこかに入っているようにしてほしい。たとえば、文化財の概要についても、現状どのような課題があって、この計画ではその課題に対しどのような方針を示すのかということが重要です。第4章の区域の設定はいいけれど、建造物の設定は、指定物件以外の対象はないのですか。

事務局：建造物は指定物件だけで、それ以外のものはないです。

文化庁：その旨も書いておいてほしい。「～を検討する」という文面がありますが、第1章でどのような検討課題があるということを出していただいて、検討課題に対してどのような方針を示すものかということでもまとめてほしい。たとえば、樹木について旧状の樹形への植え替えた方がいいのか、やめた方がいいのか具体的にすべき性格のものです。

委員：第1章の「計画の目的」の最後5行で、活用という言葉が空間形成やまちづくり

分野のところまでですが、文化財そのものの価値や魅力を活かした活用というものの表現が弱いのでは。

委員：文化財としての価値を市民の人たちが感じられるとかが一番大きな直接的な目的で、それによってさまざまな活用ができます。

委員：文化財的価値に親しむとか、ただ公開するとかということも活用の一つなので、活用はそれと別だとか、別のことを始めるのが活用であるみたいな言葉のニュアンスがあります。

委員：展示していても誰も訪れない場所というのでは意味がないので、訪れてもらってまちづくりをするという活用の意味なのでは。

文化庁：文化財の価値は保存のためにあるのではなく、活用とか環境面とかすべてのベースになるのが文化財の価値ですので、第 1 章の指定説明文だけでは文化財価値はこれしかないというのでは、ここからの展開が上辺だけになるので、最初に文化財としての価値を書きあげてほしい。そういうのがあって、計画の目的に繋がると思います。

事務局：保存管理計画の説明を文建協からさせていただきます。

文建協：資料にもとづき説明

委員：修理工事は事業計画をみますと 29 年度から実際に始まるということですね。ということは、活用方法がまだ決まっていないので、修理する箇所を決めたとしても活用方法が決まると、これは使わないとか、これをプラスしなければならないとかということが必要になってくると思いますけど。スケジュールとして活用内容というのはいつまでに決めるということで修理をするのでしょうか。

委員：活用方法が決まったら、それによって修理方法も変わってきますか。

文建協：そういった面もあると思います。それについては、これから活用計画を煮詰めていくこととなります。27・28 年度までには具体的にした方がいいのかもしれないかもしれませんが、修理工事については、今、これだけの計画書を作りますが、修理に入ってみないとわからないことがたくさんありますので、活用計画が完全にできればいいかということではなく、修理でわかったことを取り込んで活用計画を検討することになるかと思うので、今、進めている活用計画ももう少し進めるぐらいがいいのかと。

委員：並行して進めるのですね。活用方法によって改修の仕方もかわってくるのでは。

文建協：たとえば、便所は基準 4 で P15 の部位の設定と保存の方針では、基準 4 は後に改変されている部位で、保存活用上不要な部位は修理にあわせて撤去を検討しているの、保存活用上必要ないものについては撤去もありえます。

委員：たとえば、活用目的に照らしあわせると便器数が足りない時増設になりますよね。内部だと許可がいるということですか。

委員：基準 3・2 は現状維持、または修理、復原、整備を検討するとありますが、これは

使用者のオプションでいいのですか。

文建協：細かい所については、修理に入った時に検討しなければなりません、特に基準1・2については、保存優先で考えたいです。

委員：今の材料をできるだけ残せということですか。基準3が微妙ですね。

文建協：たとえば、カーテンの場合、もともとついている場合、ボロボロになれば取り替えたりしますが、同じものを付けられるかと言えばそうではないです。ただ、その意匠にあった雰囲気のあるものを付ける。そういった部分が基準3になります。

委員：現状維持というのがよく分らないのですが、そのままにしておいてはダメということですか。そのままにしておいてもいいのですか。

委員：修理をする必要がなければ、修理をしないということもあり得るのですか。

文建協：手を付けないということなら、それはあり得ます。

文建協：使うためにどう整備しようか、どういう工事が必要かという話になっている気がするので、改めて文建協として発言させていただきたいです。

修理工事は文化財建造物を維持するために行う訳ですが、そこでは建物の傷んでいる部分を修理して維持させていくというのが一つの目的であり、もう一つは復元的なことを考察して、解体していくといろいろなことがわかるので、そのようなことを踏まえてどのようなことができるのか、復原することで文化財の価値がさらに高まることもある訳で、修理をすることと文化財の価値を維持、高めようということが修理工事の目的です。活用とかそのために行う工事は建物の修理が終わった状態、復原された状態にプラスアルファで付け加え、建物を傷めない程度のもので。そうすると基準4だから何でもできるとかということではなく、そのあたりのことは、言葉では書き切れないのですが、前提としてはそういうことです。

委員：修理をする時、絶対に復原の必要があるのですか。

文建協：復原を検討しますが、一考の結果、復原しないということもあり得ます。

委員：P15の基準例がカーテンの話ででしたが、当初のカーテンはわかるのですか。

今あるカーテンは三河氏が趣味で選ばれ残ってきたもので、それはどうするのですか。住宅なので、修理するにも当時のものがなく、住人がいいと思って残っているものについてはどう判断するのですか。

住んでいる人の趣味とか好みという時に、当初は瓦色の屋根であったのが、戦災で住人の洋館という気持ちがあっただけかわかりませんが、あのような色の瓦にしたというのは、住人の好みで変えたのかどうかという聞き取りをしていますか。住人の意志を尊重して残すということについてはどうですか。

文建協：確かに、難しいところです。所有者の動機については、そんな確たるものはないです。屋根の赤い瓦については、修理するにも修理できないので、ストックしているものを使い続けていました。赤い瓦についても保全部分という設定ですが、

保存活用計画の中で、赤い瓦が使われた時期と増築された便所の時期が同じだろうということで、増築便所をそのままにするなら、赤い瓦も残すという考え方もあるかもしれないですが、便所を取り除き整備年代を当初とするなら、赤い瓦も黒い瓦に変えるのが正しいと考えられます。

委員：整備年代を一つに切らなければならないというのは必要ですか。こういう歴史的に使われてきたものは、それが残っていることも文化財の価値だと思うのですが。特に、戦災を受けても三河家が残っている歴史を市民として知りたいです。最初にできたものだけに価値があるのではなくて、残ってきたものにも価値があって、残してきたというところに三河家の価値があって、経歴、履歴を残したいというのが市民にはあるのでは。文化財的にある特定時期にすべてを戻すということは絶対ですか。

文化庁：どこの時代に価値を認めるのかということはこういう場で議論していただいて、一つの案として当初に一番価値があるという方針を基に設定をしていますので、いや違う、これまでの歴史的な経過に価値があるということであれば、指定された時の指定基準とかに矛盾しなければ現状維持という選択肢もあります。

委員：文化財的な専門的な価値も重要だと思いますが、市民がどう感じるのかというのが非常に大きいと思います。

委員：用語の件で「保存部分」「保全部分」「その他の部分」が保護の方針というのができますが、保存、保全、保護というのが理解しにくく、文化財保護の基本的な概念なのですか。

文化庁：文化庁から出している要綱にもとづいたものです。

委員：保護の中に保存、保全があるのですか。

文化庁：保護の中には、保存とか保全、活用も含めてあり、このような用語を使って設定することを文化庁から示しています。

委員：保存と保護の違いがよくわからないのですが。活用に関してこの表の中で示している保存、保全部分というのは活用というものを念頭においていないのですか。

文建協：そういうことではなく、保存、保全部分では活用してはいけないという訳ではなく、躯体や仕上げそのものに影響を及ぼすような活用は行われたいということを設定しています。

委員：この方針の中に位置付けるのは不具合なのではないですか。保護、保全と活用というところが、一体どのようになるのだろうかという議論が続いているので、保護の方針ということをして万全にして、そこで許される範囲で活用、それは建物全体なのか、階なのか、部屋なのか。

委員：たとえば、3階の「その他の部分」の所を修理する時に、整備年代に復するが、活用ではオフィスとして利用しようとした時に、元に戻すのかということなのか。保全部分に基準を広げた場合どうなのか、さすがにここは昔に戻そうという

話をされていると理解していいのですか。

文建協：たとえば、3階だけ壁にプラスターボードを貼るというのではなく、建物全体が有機的に意匠で繋がっていると理解するのがいいです。ただ、使ってはいけないのかということではなくて、制約があり管理の方法を少し検討する必要があり、具体的な話は修理をしないと、ここで議論するには内容的には細かすぎます。

委員：保護の方針の保存、保全部分では活用方針については触れていないです。全く否定している訳ではないですが、活用そのものが肯定できないというようにも読めるので、それはどうですか。

委員：活用というのがぼんやりしたもので、単に見せるということも活用であって、活用の範囲がかなり広く、まだ、何も決まっていないので議論が難しいのかな。

委員：文化財になったものをまずは保存し、次のステップとして活用があります。活用は保存に影響を及ぼさない範囲で行うことが前提で、この表が示すのは、今後、物理的に建物を変えてもいいのか、いけないのかということの評価するものです。活用になると、この部屋を当初の姿に復原したからといって使えなくなるのではなく、事務室にすることも場合によっては可能であろうし、壁を傷めなければ展示的なものもすることもできます。

活用もソフトで済むことが大体であると思いますが、手を加えなければならない行為ということも場合によってはある訳で、ある部屋は復原したけれどコンセントが欲しい、照明が欲しいといういろいろな要素がでてくるのは、修理工事をすすめて行く中での細かな対応になってきますし、空調機が必要だけど壁に穴を開けてはいけないのかということも場合によってはできますが、それはダメだということではなくて、空調機を設置する時に空調機が目立たないような取り付け方を考慮しましょうということです。

委員：原則はそうだと思います。現実を使うとすれば、修理と一緒にやっていく方が効率的ですね。活用が決まっている方がいい。

委員：実際に工事を行う時には、活用が決まっていなくてはいけません。

委員：工事の中で、どうするかということですね。

事務局：防災計画と活用計画について資料にもとづき事務局から説明。

文化庁：繰り返しになりますが、「～を検討する」ではなく防災計画の計画を書いてほしい。

第1・2次近接建物はあくまで敷地内に建物を対象とするものであって、敷地外の建物については該当しないです。自火報がついていないというのは、義務設置の猶予期間も過ぎていますし、消防の指導もあるので付けるということは必ず明記してください。

委員：活用計画案ですが、三河氏の文書がだされていますが、これについての経緯を補足して説明していただきたいです。

事務局：三河家住宅の活用の部分については、ワークショップを開催するなど市民の方々が

らいろいろな意見をいただいておりますが、保存と活用の部分については同時並行で進めていく予定ではありましたが、活用部分が先行しているように三河氏が思われているようで、かつワークショップであげられた意見がそのまま実施されるのではないかという懸念をたれており、その点については保存管理と同時並行にするということで説明はしましたが、三河氏の方から自分たちが住んでいた住宅が活用されるのかと心配もあり、ご自身の思いを委員の方々にお知らせしたいということで、文書でいただいております。

委員：活用計画のコンセプトのところですが、三河家住宅のキーワードを創造と一つに絞っていますが、都市の歴史と三河家の歴史を記憶する場所としての活用を意見しました。戦災復興計画の歴史を合せて、三河家の家族の記憶と徳島市の戦前からの復興の歴史を記憶する場所というコンセプトも大事ではないかな。創造だけ、未来方向の創造だけでなく、記憶ということを活用のコンセプトに入れたらいいのではないのでしょうか。

委員：この地域で戦災をくぐり抜けてきた少ない建物で、その価値は強いと思うので、そのような価値の表現がないので、そのあたりを加えるべきかと思います。

委員：三河氏の結語にもあるように、三河家の思いのこもった家であり戦争を経て心にとどめて・・・記憶、都市の歴史、家族の歴史ということが重要なのかなと思います。

文化庁：そのとおりだと思ひまして、家族の歴史を振り返る家具類の話が文書の中であって、これを最低限調査してそれがどのような価値があるのかは必要かと。実際に家族の歴史を考える上で、家具を戻すことも検討することは、通常、文化財の考えからしてもやっておくべき作業だと思います。

委員：家具というのは取り付けられているのが対象なのですか。どこにでも持っていけるものも対象なのですか。

文建協：もともと住宅内にあったものは別の場所に保管されており、その他に三河氏が持っているものもあり、調査できていないものがあります。

委員：家具の所有については三河氏との間で合意はできているのですか。

事務局：まだです。

委員：合意できていない部分があるということですね。三河氏の趣旨としてはできるだけ家具を残したいという感じですね。

文化庁：どこまで戻せるのか、所有は三河氏のままでこの場所に置くということもできるので、この計画書の検討段階でしておいた方がいいです。

委員：完全に戻してしまってもいいですけど、使い方によっては家具が置けないかもしれないですね。

文化庁：どこに価値を置くかということでやっていただいているので、家族とか昭和初期の知識階級がどのような生活をしていたのかということも歴史的に興味のあるところですよ。そういった価値をどのようにすれば一番顕在できるかという観点から活

用計画を練っていただけたらと思います。最終的に文化庁が受理するものなのですが、いろいろな担当者と協議する中で、今のままでは受理できるかどうか、理由付けが飛躍しすぎているところがある感じです。オフィスという活用のための創造という理由付けがなされている感じがあるので、価値をもう少し活用に反映していただけたらと思います。

委員：個人所有から公共所有に変わりより広く公共性が求められるとあり、個別の家族の歴史については、昭和の戦前から戦後期にかけての地方都市の典型的な知識階級の家族の姿であり、それは個別の家族というのではなく、それは普遍的な歴史的価値を説明できるものであって、一つの家族の歴史が都市全体の歴史と重なっているという意味で公共性というものがクリアできるのかと思います。

委員：家族の歴史と都市の歴史というのは重なっていくところが大事なかなと思います。戦災を受けて徳島市の戦災復興ということで、徳島市の場合、ほとんど表に出てこない、知られるところもないので、そこを重ねてよく知ろうという価値もあるのではないかと思います。徳島市の戦災復興計画は客観的にみても評価が高く、徳島市の都市づくりの原点、資産にもなっている水際公園も含めて。

委員：スピード感がいますよ。重要文化財ということの説明していますが、いつまでもその説明ではいけないので、スピード感がないと。いつできあがって、保存とか保全とか、いつ活用できてとかが眼にみえてこない。これで進めていたらいつのことになることか。やっぱり、物事を進めていくのだからある程度スピード感がないと今の時代どうにもなりません。

委員：この場合、価値はあるのですが、どのように伝えていくかが大変重要なことで、それが全員に共有されているかということ、なぜ重要文化財になったのかも知らないでしょうし。活用に向けてしっかりアピールしていく活動が起こらないとどうしようもないのでは。

委員：ワークショップでPRできたと思うのですが、あれどうなったのだろうという感じですし、やっぱり話題になっている内に進めていかないと忘れられます。

委員：活用計画の中には最終形が書いてあるのですが、むしろそれに向かって価値を創造していくようなことを書いて置かないと、市民とどうやって対話していいのか、修理計画をどのように公開していくかをプロセスとして書いておいた方がいいのかなと思います。

委員：創造的活動という言葉が多くでてきますが、中味がよくわかりません。民間企業の活動すべて創造的活動と言えます。三河家住宅ですることがふさわしい活動というものがあるはずなので、もう少し具体的に協議する必要があると思います。三河家のあの場所を使ってすることに意味があることを考える。創造と言えば何でもありという雰囲気なので、これは誤解を与え兼ねないです。

委員：三河家のこの価値があるから、よりよくこういう使いかたをするというストリー

が必要です。

文化庁：住宅建築をテナントにするという例はないので、やるのだったらそれなりの理由が
あります。ワークショップでいろいろな意見がありそれをまとめるとこういう
形になるという期待だと思いますが、この建物のポリュームにいろいろ適正な機
能をご検討いただきたいです。

委 員：どこまで書くのか、何を決めておかなければならないのかということ調整してほ
しいです。修理まで時間があるので、その中でどういうことをやっていくのかと
いうプロセスを描いた方がいいのでは。

委 員：この会はあと何回開きますか。

事務局：予定では1回なのですが、さらにもう1回必要です。

委 員：何を提出しなければならぬのかということと、我々にどう考える猶予があるの
ですか。

文化庁：十分協議していただけたらと。

委 員：三河家住宅をどのように管理していくのか、管理形態がはっきりしていないように
思います。そのあたりが活用のあり方とも絡んできます。文化財を管理する体制
をどのように考えるかを決めていく必要があります、そうでないと活用ということも
考え難いのでは。

議題について協議し、第4回三河家住宅保存活用検討委員会を終了した。